

○議長（小林哲雄）

日程第２ 議案第１号 開成町都市計画マスタープランを策定することについてを議題とします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、都市計画法第１８条の２第１項の規定による都市計画に関する基本的な方針を定めるため、平成３７年を目標年次とする開成町都市計画マスタープランを策定したいので、本案を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

細部説明を担当課長に求めます。

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（池谷勝則）

それでは、議案の朗読をさせていただきます。

議案第１号 開成町都市計画マスタープランを策定することについて。

開成町都市計画マスタープランを策定する。よって、地方自治法第９６条第２項及び開成町議会基本条例第９条第２号の規定により議会の議決を求める。

平成２７年２月３日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、次のページを見てください。開成町都市計画マスタープラン、こちらの説明を入らせていただきます。

説明に入る前に、大変すみません。ここで訂正をさせていただきたいと思います。目次の２ページ目になります。４番の町民意識というのが左側にあるのですが、「１）都市マスタープランにおける意向調査」という、「都市」の次に「計画」と入れていただきたいと思います。「都市計画マスタープランにおける意向調査」という形に訂正してください。

また、本紙２７ページになります。目次と同じ内容でございます、２７ページの一番上のほうに、「１）都市マスタープランにおける」と書いてありますので、「都市」の次に「計画」を加筆していただきまして、「都市計画マスタープラン」という形に訂正していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、こちらのマスタープランの説明をさせていただく前に、私から要旨につきまして説明を先にさせていただきます。

今回の見直しについてですが、開成町都市計画マスタープランは、都市計画法第１８条の２に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、開成町における“都市計画”を総合的かつ計画的に実施するため、都市の将来のあるべき姿や都市づくりの方向性を明示し、都市づくりの整備等の方針を策定したものです。

本計画は、第五次開成町総合計画の都市計画の基本方針として一定の役割を果たしていくものです。

現行の開成町都市計画マスタープランは、平成１９年３月に策定し、２０年後の平

成 37 年を目標年次としたものですが、今回、平成 27 年が中間年次ということもあり、また、社会環境の変化、刻々と進展する施策、事業の展開等を踏まえ、改めてその内容について見直しをしたものでございます。

見直しの基本的な方針は、平成 25 年 3 月に制定いたしました、町総合計画及び第 7 回線引きの見直しにおける開成都市計画区域の整備開発及び保全の方針等と整合を図っております。

見直しのポイントといたしましては、一つ、社会環境の変化や、これまでの施策、事業の展開を踏まえ、都市づくりの現状や高齢化、公共施設等の長寿命化等の課題について見直しをいたしました。

二つ、新たな町総合計画における将来目標の実現のため、誰もが住み続けたいと思える質の高いまちづくりを目指して、さらなる定住化を促す取り組むべき施策・事業などについて見直しをいたしました。

三つ目、あじさいのまち開成自治基本条例や町総合計画の考え方に基づいて、計画の位置付けや重点プロジェクトを整理し、まちづくりの実現に向けてわかりやすい計画としての見直したものでございます。

それでは本旨について、順次計画の内容と変更した点を説明させていただきます。

3 ページになります。Ⅰ となります。開成町マスタープランとは、ということでございます。こちらの 1 番、計画の位置付け。2、計画の役割、こちら 4 ページになります。計画の目標年次。5 ページになります、計画の構成とその内容。6 ページの計画の策定体制。こちらまでにつきましては、現行の計画をそのまま踏襲してございます。

続きまして、7 ページになります。Ⅱ、これからの都市づくりに向けてということでございます。

1、開成町を取り巻く状況の変化ということで、1) 広域的な位置付け、(1) の圏域の構造からみた位置付け。①広域的な交通ネットワークの状況では、新東名高速道路の一部が開通し、アクセス性の向上が図られているほか、新東名高速道路に、山北スマートインターチェンジの新設や南足柄市と箱根町を連絡する道路の整備が進められるとともに、都市計画道路 3・4・2 和田河原開成大井線の県道 711 号から国道 255 号区間の事業化が図られており、観光と連携した道路網の形成に期待されることを追記しております。

②の広域的な土地利用の状況では、現行計画をそのまま踏襲してございます。

8 ページになります。③の都市化の動向。④の産業構造。9 ページになります、⑤の圏域の構造と開成町の都市づくりの方向性につきましては、近年の調査結果により整合を図ってございます。

10 ページになります。(2) 上位計画から見た位置付けでは、かながわグランドデザイン基本構想、かながわ都市マスタープラン・地域別計画、県西部都市圏交通マスタープラン 都市・地域総合交通戦略、第五次開成町総合計画との整合を図っております。

14ページになります。2) 社会環境の変化と見通しでございます。こちらにつきましては、町を取り巻く社会環境の変化と見通しにつきましては見直しをいたしまして、16ページにあります近年の多発する災害に対して、新たに都市防災対策の項目を新規に追加いたしました。

18ページ、2の開成町の特色及び24ページになります、3の都市づくりの現状、こちらにつきましては、近年の調査結果、整備状況等により、現在の開成町について、分野ごとに見直しをいたしました。

27ページになります。4、町民の意識。町総合計画における意向調査結果により、町総合計画における関連事業を反映いたしました。また、庁内調整した素案について、パブリックコメントの実施や、説明会を開催し、開成町都市計画審議会からの意見を踏まえ、取りまとめたものです。

37ページになります。5、都市づくりの課題。都市づくりの分野別課題といたしまして、一つ、鉄道交通の充実、二つ、地域拠点としての開成駅周辺の整備、三つ、防災拠点の整備、四つ、高齢者や障害者、女性に優しく、子育てしやすい環境、これら4項目を新たに追加いたしました。また、都市計画道路の見直しによる都市計画道路3・5・1松田開成駒形線の廃止に向けた手続及び改善された教育環境の事項を削除いたしました。

続きまして、41ページになります。Ⅲ、都市づくりの目標と基本方針になります。1、都市づくりの目標、1) 開成町の将来都市像でございます。将来都市像の目標、基本理念、将来都市像、都市づくりの基本方向、これにつきましては、現行を踏襲してございます。

43ページになります。2) 将来の都市空間構造になります。(1) 将来フレームにつきましては、町総合計画とも整合を図り、今後目指すべき人口フレームを平成37年で1万9,300人と想定いたしました。

また、産業フレームは、過去の就業者数及び産業別就業者の推移から総合を図り、土地需要フレームは、おおむね8.3ヘクタールの居住系市街地の拡大とおおむね3.5ヘクタールの工業系市街地の需要を見込みました。

続きまして、46ページになります。(2) 広域圏の空間構造については、「かながわ都市マスタープラン地域別計画」による、開成町含む県西地域の将来都市構造をゾーンと拠点、連携軸で整合を図りました。

47ページの(3) 開成町の都市空間構造につきましては、町域を三つの区域に大別したゾーンの形成について、町総合計画と整合を図り、形成方針を見直すとともに、拠点と軸の形成では広域的な構造から交通結節拠点として、開成駅前広場の再整備、町総合計画から北部地域活性化の推進の方針を追記いたしました。

49ページ、3) 都市づくりの重点プロジェクト。開成町のまちづくりを進めるリーディングプロジェクトといたしましては、現行13事業のプロジェクトのうち、既に完了したもの4事業、統合見直したものの2事業、町総合計画から追記したもの3事業の合計10のプロジェクトとして整理いたしました。

まず、北部地域の「ふるさと」ゾーンでは、3番の優良な農地の保全、人・自然にやさしい環境保全型農業と広域観光の推進を追加いたしました。

中部地域「くらし」ゾーンでは、5番の開成町役場を核とした災害応急活動の拠点整備を追加いたしました。

南部地域「ときめき」ゾーンでは、6番の都市計画道路3・4・4駅前通り線の整備と開成駅周辺商業地域における都市機能の高度化、複合化を統合いたしました。また、8番の南部第2・3地区における新規住居系市街地の開発と土地区画整理事業未実施地域における住民の主体性・積極性に基づく地区まちづくり、こちらにつきましても統合いたしました。

10番、交通結節拠点として、開成駅の機能充実ということで追加をしております。

また、削除した内容といたしましては、一つ、南部地区土地区画整理事業の整備、二つ、（仮称）第二小学校の建設、三つ、都市計画道路3・4・2和田河原開成大井線の整備、こちらにつきましては、（仮称）酒匂川2号橋、源治橋から南足柄市区間を含むというものを削除しております。

四つ目、都市計画道路3・4・3山北開成小田原線の整備、南部地域の区間、こちらの4項目を削除してございます。

51ページになります。2、都市づくりの基本方針、1）計画分野別の都市づくりの方針、（1）土地利用の方針、こちらにつきましては、●区域区分制度の継続と効果的な活用では、市街化調整区域の農地について、高齢化等の社会状況の変化を踏まえ、耕作放棄地の発生を防止するため、利用権設定等の拡充を追加いたしました。

●現行市街地の成熟化の促進と市街地の計画的な拡大では、駅前通り線周辺土地区画整理事業の着手を追加いたしました。

52ページになります、●住居系市街地の拡大では、住居系市街地の拡大として、南部第三地区を追加いたしました。

●工業系市街地の拡大では、工業系市街地の拡大として、足柄産業集積ビレッジ構想エリアを追加いたしました。

54ページになります。●既成市街地の計画的整備では、既成市街地の計画的整備についてを追加いたしました。

56ページの（2）都市施設の整備方針、①の交通体系の整備方針ですが、57ページにあります町民の暮らしに身近な生活道路の整備といたしまして、一つ、開成町住環境マスタープランに基づき、安全で快適な住環境整備に向け、その基盤となる町道について、将来道路網の計画を推進すること。

二つ、狭あい道路などの整備基準を設け、町道の狭あい箇所の拡幅整備をすること。

三つ、酒匂川サイクリングコースは、地域性の高い施設として、管理の移管を進めるとともに、積極的な利用を図ることを追加いたしました。

58ページの人にやさしい道づくりの推進として、新たに項立てをいたしまして、一つ、子ども・高齢者、障がい者、ベビーカーなどが安心して通行できるよう、歩道の段差解消等のバリアフリーの手法を取り入れた道路整備を推進すること。

二つ、安全で円滑な交通を確保するため、定期的に道路パトロールを実施し、破損箇所の早期補修など、道路の適切な維持管理、長寿命化を努めるとともに、低炭素社会に向け、道路照明のLED化を進めること。

三つ、通学路については、児童が安全で安心できる通行空間の整備を推進するとともに、路側帯のカラー舗装を実施すること。

四つ、幹線道路については、道路愛称を制定して、町民の皆さんに道路に対する関心を高め、地域住民のふれあい空間となるよう努めることを追加いたしました。

公共交通サービス水準の向上といたしまして、一つ、通勤・通学者等の利便性の向上と輸送力の増大を図るため、小田急線開成駅への停車本数や、急行列車の停車などについて、引き続き鉄道業者へ要望すること。

二つ、北部地域をはじめ、地域の公共交通全体を捉えて、空白地域の改善や、バス交通の利便性の向上を図るため、新たなバス路線の新設と開成駅の乗り入れに向け、バス事業者への働きかけを行うこと。

三つ、企業が運行するバスと連携し、コミュニティバスの運行についても、広域的な視点の検討を進めること。

四つ、高齢化の進行など、社会情勢を踏まえながら、誰もが移動しやすい公共交通の整備についての検討を進めることを追加いたしました。

60ページになります。②公園緑地の整備方針について。

●身近な水・緑のまちづくりの推進といたしまして、北部地域において、ホテルの保護・育成を図り、環境学習や学習体験により生き物や自然に親しめるホテル公園の整備と公園ボランティア制度の拡充及び新たな公園の整備をしたときは、地域住民にとって、親しみやなじみが感じられる名称となるよう努めることを追加いたしました。

63ページになります。③上下水道、河川の整備方針。

●将来の水需要に配慮した計画的な上下水道整備の推進として、老朽化が進む下水道管について、適切に状況の把握に努め、耐震化や長寿命化を追加いたしました。

治水対策、自然環境の保全・活用に配慮した総合的な河川整備の促進として、河川の保全等のため、町民との協働による河川の適切な維持管理について追加いたしました。

64ページの④公共公益施設の整備方針といたしまして、●質の高いサービスの提供する公共公益施設の整備充実において、一つ、高齢者や障がい者が利用しやすく、福祉の増進に対応するよう、福祉会館の機能の強化を図ること。

二つ、行政サービスの向上を図るため、開成駅前に諸証明の発行などをできる出先機関を設置すること。

三つ、地域集会施設のないパレットガーデン自治会へ地域集会施設を整備するとともに、将来新しい自治会が形成される予定の南部地域にも施設を確保します。また、既存の地域集会施設においては、良好な集会施設機能が発揮できるよう、適切に維持管理すること。

四つ、国の幼保一体化の動向や、幼稚園の入園希望者数などを的確に把握し、新設

幼稚園の建設についての調査・研究を行うこと。

五つ、安心して子育てできる環境づくりのために、子育て支援センター等の施設の充実に努めること。

六つ、南部地区開発などによる人口増加が進むことから、安全・安心なる生活環境を確保するため、開成駅前で交番の誘致を進め、南部地区には消防詰所の整備を図ること。

七つ、町営住宅について、適切な維持管理により、長寿命化に努めるとともに民間住宅を活用した借上方式を検討することを追加いたしました。

65ページの(3)市街地整備の方針、●地区毎のまちづくりに関連した住環境の整備において、一つ、新市街地において、南部第3地区及び南部工業団地の拡大の促進を追加いたしました。

二つ、市街地の効果的な土地利用を図るため、土地のトラブルの防止や災害復旧の迅速化に役立つ地籍調査の推進をすることを追加いたしました。

66ページ、●の多様な暮らしを支える質の高い住宅の提供として、住宅資金利子補給制度の推進により、勤労者の住宅取得の促進をすることを追加いたしました。

67ページ、2)特定テーマ別の都市づくりの方針、(1)環境共生まちづくりの方針といたしまして、●自然環境の保全と創造として、開成町きれいな町をつくる条例に基づき、町民や事業者、行政が一体となって清潔で美しい道水路の管理に努めることを追加いたしました。

新エネルギー・省資源・省エネルギー・リサイクル型のまちづくりとして、一つ、開成町環境基本計画に基づき、行政、町民、事業者が一体となって、環境を取り巻く取り組みを進めること。

二つ、町の特色を踏まえ、モデル的な新エネルギーの利活用に向けた取り組みを推進し、安全・安心なエネルギーの利活用について事業化を図るため、農業用水路を活用した小水力発電設備を整備すること。

三つ、ごみの適正な処理を推進するため、ごみの分別を徹底するとともに、3Rの取組み、リデュース、リユース、リサイクルを推進すること。

四つ、剪定枝については、グリーンリサイクルセンターでの堆肥化事業を推進すること。

五つ、町内全域の防犯灯のLED化を実施し、省エネルギー対策を進めることを追加いたしました。

68ページ、●環境にやさしい効率的な交通体系の確立として、一つ環境にやさしい乗り物である自転車について、利用者の促進や利便性の向上を図るため、「自転車の駅」の増設や民間施設を含め自転車駐輪場等の整備を進め、自転車を快適に利用できる環境づくりを進めること。

二つ、酒匂川サイクリングコースは、地域性の高い施設として、管理の移管を進めるとともに、積極的な利用を図ることを追加いたしました。

69ページ、(2)防災まちづくりの方針。

●防災都市構造の形成として、開成町地域防災計画に基づき、地域の防災力を高め、安全で安心して暮らせる地域づくりを推進することを追加いたしました。

●災害に強い都市空間の整備として、一つ、新耐震基準導入前の既存建築物については、安全性の向上を図るため、開成町耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の耐震診断費や耐震補強工事費用の補助事業を追加いたしました。

二つ、地震によるブロック塀などの倒壊を防止するため、生けがきなどの安全な工作物の設置を促進することを追加いたしました。

70 ページ、自然災害の防止対策の推進として、洪水等を未然に防止するため、平成22年に発生した浸水被災箇所の計画的な整備を進めるとともに、酒匂川等の河川改修の促進や水路の整備を追加いたしました。

71 ページ、(3) 景観まちづくり方針。

●特色ある郷土景観の保全と調和として、北部地域の自然景観、中部地域・南部地域のまちなみ景観などの良好な景観を保全し形成するため、景観法に基づく景観行政団体の指定を受けるとともに、町民との協働による景観計画の策定を検討することを追加いたしました。地区特性に応じた特色ある都市空間の形成として、地域の景観に影響がある空き家等について、防災・防犯の観点からも所有者が適切に維持管理されるよう努めることを追加いたしました。

73 ページになります。(4) 福祉のまちづくりの方針。

●主要な公共公益施設におけるバリアフリー化として、一つ、全ての町民が快適な生活環境を創造するため、公共施設のバリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザインを取り入れた施設整備を進めること。

二つ、高齢者や障害のある方、幼児など、すべての方が安心して利用できるよう、公共公益施設において、スロープやエレベーター、エスカレーター、多目的トイレの設置の促進、施設周辺における歩道部の段差の解消などを図ることを追加いたしました。

74 ページになります。安心とゆとりある住環境の実現として、快適で安心な生活を確保するため、空き家・廃屋対策について検討するとともに、良好な衛生環境の保持に努めることを追加いたしました。

75 ページになります。Ⅳの地域づくりの目標と基本方針(地域別構想)。地域区分の考え方、こちらにつきましては、現行計画を踏襲してございます。

76 ページに地域別構想、こちら1) 北部地域の「ふるさと」ゾーンということで、こちら77 ページにあります、人・自然にやさしい環境保全型農業と広域観光の推進として、新たに項立てをいたしまして、一つ、あしがり郷「瀬戸屋敷」を拠点とした地域資源を生かした農業の6次産業化の展開を図ること。

二つ、ホテル公園の整備や小水力発電設備の設置、農産物直売所、加工所の整備など、農業・自然とふれあい体験のできる体験型観光を充実し、近隣市町と連携しながら交流人口の拡大を図ることを記述いたしました。

広域ネットワーク拠点の整備として、広域観光ネットワークを形成するため、都市

計画道路 3・5・1 松田開成駒形線の都市計画変更に伴い、代替路線の整備を図ることを追加いたしました。

続きまして、観光客が散策しながら楽しめる親水性のある水路への改修やホテル公園等の親水空間の整備として、既存の水路を活用した親水性のある水辺空間やホテル公園等を整備することを追加いたしました。

78 ページになります。酒匂川サイクリングコースの活用としてですが、酒匂川サイクリングコースは、地域性の高い施設として、管理の移管を進めるとともに積極的な利用を図ることといたしました。なお、この項目は、中部東地区及び南部東地区にも追加しております。

地域の自然環境と共生した新エネルギーの取り組みの推進として、新たに項立てまして、地域の特色を踏まえたモデル的な新エネルギーの利活用に向けた取り組みとして、小水力発電設備を整備することを記述いたしました。

地域における生活基盤の整備として、通学路については、児童が安全で安心できる通行空間の整備を推進するとともに、路側帯のカラー舗装を実施することを追加いたしました。なお、この項目は全地区に追加しております。

続きまして、80 ページになります。2) 中部地域「くらし」ゾーンの関係です。(1) 中部東地域になります。

81 ページ、既存道路や新規道路の整備、段階構成に配慮した生活道路網の整備として、橋りょうの長寿命化修繕計画に基づき、地区集散道路として重要な路線にある十文字橋の長寿命化を計画的に進めることを追加いたしました。

地域住民の協力に基づく既存公園の適正な維持といたしまして、新たに項立てまして、地域の身近な憩いの場となる公園について、住民参加による適正な維持管理を推進することを記述いたしました。

82 ページになります。開成水辺スポーツ公園の適正な維持と健康づくり拠点としての整備として、開成水辺スポーツ公園について、「未病」を意図した健康づくりの場となるよう、また、酒匂川サイクリングコースを活用した「運動の駅」として、整備を検討することを追加いたしました。

84 ページになります。中部西地域です。役場庁舎の耐震化の推進として、役場庁舎においては老朽化が著しいことから、災害への対応力を強化するため、耐震性能を確保した災害応急活動の拠点施設としての整備を図るとともに、町民の方が集い、憩いの場となる空間を創出することを追加いたしました。

86 ページ、県道 720 号怒田開成小田原の歩車道分離の促進として、新たに項立てをいたしまして、地区内の南北方向における安全な歩行軸を確保するため、県道 720 号怒田開成小田原の歩車道分離を促進することを記述いたしました。

88 ページになります。南部地域「ときめき」ゾーン、南部東地域になります。南部地区土地区画整理区域と結節した駅前通り線の整備促進として、南部地区土地区画整理事業の竣工後、県道 720 号怒田開成小田原以西における都市計画道路 3・4・4 駅前通り線の整備に着手し、開成駅へ誘導するアクセス道路として整備を促進する



ことを追加いたしました。

89ページになります。足柄紫水大橋の開通による開成駅東口駅前広場の整備として、新たに項立てをいたしまして、足柄紫水大橋の開通で、車両の乗り入れが多くなり、現況のロータリーでは、自動車・歩行者が混雑することが見込まれるため、駅東側の町道を駅前ロータリーとしての機能を有し、既存住宅等の歩行者動線の確保を図るよう再整備することを記述いたしました。

92ページになります。南部西地域、こちらにつきましては、計画的な土地区画整理事業の促進について、工業地の供給として、南部工業地の北側においても、足柄地域の経済の活性化を図るため、足柄産業集積ビレッジ構想を推進すること及び開成町企業の立地促進等に関する条例等に基づいて、適正なる産業立地及び良好な土地利用の促進をすることを追加いたしました。

93ページ、南部地区土地区画整理事業における緑豊かな住宅地の供給として、平成27年に完了予定の南部地区土地区画整理事業区域内において、緑豊かな良好な宅地として建物供給を促進することを追加いたしました。

南部第3地区の計画的な土地利用、事業化の推進として、新たに項立てし、南部地区土地区画整理事業による隣接する南部第3地区において、さらに計画的な土地利用を進め、市街化区域の拡大を図ることを記述いたしました。

都市計画道路3・4・2和田河原開成大井線の安全確保といたしまして、新たに項立てをいたしまして、地域の中央を東西に横断する都市計画道路3・4・2和田河原開成大井線の安全を確保するとともに、山北スマートインターチェンジや南足柄市と箱根町を連絡する道路の整備が進む広域的な交通ネットワークの形成のため、源治橋の架け替えを進めることを記述いたしました。

96ページ、V、都市づくりの実現に向けてでございますが、これ以降のものにつきましては、現行の計画をそのまま踏襲してございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、パブリックコメント関係でございます。パブリックコメントにつきましては、平成26年9月1日、お知らせ版で周知をいたしました。パブリックコメントの期間につきましては、平成26年9月11日木曜日から10月10日の金曜日まで、まちづくり推進課窓口及びホームページで実施しておりました。

説明会につきましては、1回目を9月17日水曜日19時から、2回目を9月20日土曜日10時から、いずれも開成町の町民センター3階大会議室で行いました。

パブリックコメントからの意見の提出はありませんでした。説明会では1回目につきましては4名の方、2回目につきましては1名の方、合計5名の方が出席されました。

説明会での意見といたしましては、まず、計画策定以降の実現できたこと及びできなかったことをどの程度の割合の事業が実施したか等の質問がありました。これにつきましては、都市計画マスタープランでは、都市計画の基本方針であり、全ての事業を完了させる目標としていないため、割合についてはお答えできません。

ただ、ハード面の主な成果といたしましては、和田河原開成大井線、山北開成小田原線の開通いたしましたこと。南部土地区画整理事業が完成すること。また、開成南小学校が開校したことを説明いたしました。

また、南部第2、第3の市街化について、どのような計画を持って完了する予定かという質問につきましては、南部第2、第3に限らず、都市計画マスタープランに記載されているもの全てを完了されるのは難しく、ただ、何年も手をつけるのではなく、結果的には実施中になるかもしれないが、この10年間で事業実施、着手ができるよう進めていきたいと答えてございます。

また、ほかの方からは、北部地域の公共下水道の整備はどのようになっているのかという質問につきましては、市街化区域を優先的に行っていますということで回答してございます。

また、駅西口について、駅前通り線は貫通するように考えているだろうが、そうなれば交通量は増加する。バス交通の拠点となるべきである、また、新町の現況を考えれば、開成駅に急行が停車するようにならないのかという質問につきましては、駅前通り線につきましては、今年度調査を開始しております。また、バス拠点としていきたいので、事業者には要望していきます。さらに開成駅急行停車については、利用者の促進を図り、急行停車を事業者に要望していくことを説明してございます。

それから、最後になりますが、都市計画審議会からの答申でございます。こちらにつきましては、去る12月10日に答申をいただいております。答申の内容といたしましては、本審議会は、平成26年10月17日に開成町長から開成町都市計画マスタープランの見直し素案の諮問を受けました。審議では、町民意見の反映として、パブリックコメントや説明会の実施状況、また第五次開成町総合計画の政策内容の反映等を踏まえた中間年次の見直しとして検討いたしましたところ、この内容は適切なものと認めます。

この答申により、開成町都市計画マスタープランが都市計画の基本的な方針として、都市整備のハード施策だけではなく、まちづくりのソフト施策についても総合的に推進され、将来都市像の実現に向けて、町民、地域団体、事業者等の主体的な参画と協働のもと、着実に実行されることを強く期待いたしますと答申を受けております。

大変長くなりました。以上が説明です。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

8番、山田貴弘議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。100ページとなる文面の中でいろいろなことが書かれている中で、読み、町の将来像を頭の中で考えてみました。そのような中で、現状で開成町がどうなっているのか。また、将来に向かってどうあるべきかということを真剣に考えながら考えたところです。

そのような中で、開成町を運営していくときには、税収入という部分は大変重要な

ところであります。その収入源となる中で、産業別でいえば、1次産業、2次産業、3次産業と区分されている中で、ページ数では、21ページ、22ページで、現況推移というものがあらわれております。

これを見ていくと、数字的には全体的に全て下がっている現状が見えております。3次産業については、面積面については増えているんですが、事業数については全体的に減っている。これは裏を返せば何かといえ、大型店が進出してきて、地元企業が衰退しているだろうと推測するように見ているのですが、これはあくまでデータの中で推測したところなんです。

また、町民の意見として、町民意識、意向調査の結果、雇用場の確保という部分では、ブロックが北部、中部、南部に分かれている中では、町民の意識の中では、雇用の場をもっと増やしてくれという意見が強いのかなと、町民の意向の中では見えております。

そのような中で、先ほど課長の説明をもらった中で一番気がかりなのは、92ページの南部西地区について、新たな項目追加ということで、施策の展開方向が示されております。この内容に関しては、一番下の開成町企業立地促進等に関する条例等に基づいて、適正な産業立地及び良好な土地利用を促進していきますという、当然、これは企業誘致をして、雇用の場を増やそうという部分での施策展開だと思いますが、現状で見る限りでは、これは促進等の条例を制定しても、状況的にいい方向に展開していくように見えていないというところで、ここの部分は力を入れていかなければいけないのかなと感じているところであります。

また、条例の内容について、もうちょっと付加したような中で検討なんかも必要ではないのかなと考えているところからいくと、今回、都市計画マスタープランの改定に当たっては、現況にある条例に基づいてという言葉を使った中で、企業誘致をしていきますよということが明記されている中で、果たしてそれでいいのか。今の条例よりも、もうちょっと難易度を上げた中で企業誘致をして、雇用の場を確保していかなければ、これは2次産業ですよ。そこら辺の部分の確保もできない。そういう部分で危惧するところが、自分なりに解説していく中では見えてくるんです。そこら辺、単に土地を用意したから、減免措置をしているから、企業が来るのを待っているんだよでは先の10年というのは見えてきませんので、そこら辺の施策そのものの展開を基づくにとどめるのか。もうちょっと先を見た中で、良好な企業を誘致していくのか。そこら辺の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山 忠）

それでは、私からお答えさせていただきます。おっしゃるとおり、町の将来のために、商業、工業の発展、そのための目的は、当然、税収の確保でございますけれども、そういった中で雇用の安定化を図り、町民の方の暮らしの所得の水準を確保していくというのが非常に重要な話でございます。本件の都市計画マスタープランの中でも、

いわゆる都市計画に基づいた、また、まちづくりに基づいた視点での記述というのはさせていただいているところでございますが、山田議員のおっしゃるとおり、企業立地に関する条例につきましても、現行の記述の中では、このように現行の条例がございますので、記載をさせていただいております。ただ、企業誘致、企業動向といったようなものも、ある意味、生き物のようなものでございますので、当然、時代の変化によって、さまざまなニーズが変わっていったり、あるいは町からアプローチする手法も、今まで考えもしなかったものが出てくるとは思います。

したがって、あくまでも現在の条例の枠、スキームの中で、来ていただける企業を探すということで、今後１０年間対応するかどうかという、それは必ずしもそうではないと考えております。状況によっては、条例を改正しても、来ていただける企業、優良な企業があれば対応していくということは当然考えていきたいと考えます。

以上です。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○８番（山田貴弘）

８番、山田貴弘です。ここで明記されている、基づくというものが、これに限るものではなくて、常時変化していくということで確認ができたというところにしておきます。

やはり雇用の場を確保するという部分では、今、２次産業の話をしたんですが、重要な部分というのは３次産業にもあるのではないのかなと。そのところで重要なのは駅前通り線、商業集積をいち早く集積した中で、町の活性化を図るという意味では、もう少し重要性というのですか、雇用の場の確保、要するに税財源の確保をするために、商業集積をする。そこら辺の文言も、もっと強くあってもよかったのかなと。雇用という部分、地元の企業を増やして、地元で働く場をつくるんだよという意思が、いまいちこの都市計画マスタープランの改正の中で見えてこなかった。開成町の将来の目標がどういう目標であるのかというのが、余りにもいろいろな項目があり過ぎて、向かう方向が見えていない。道路をつくるだとか、そういう部分だけが先行して、本来、どういう町にしたいのかというところが、いまいち読み切れなかったというのが現状であります。

いろいろなデータを見ていくと、やはり雇用の場がなくなるという実態がある中で、今回のマスタープランを制定する中で、これを見ていると、ベッドタウンではないですけれど、開成町というのは住む場所で、働く場所は外なのかなというイメージが読む中で感じましたので、改めて町の全体像の中で、どういうまちづくりをしていきたいのか。商業集積の場にしたいのか、ベッドタウンにしたいのか、企業立地をして、雇用の場をうんと増やした中で、開成町の中で町民が行ったり来たりできるような町にしたいのか。そこら辺、あれもこれもほしいとは思いますが、この１０年間でどこに力を入れていくのかというものの方向性を見出していないと、やはりあれもこれもとなると、なかなか難しい部分が出てきますので、そこら辺の力の置

きぐあいというのはどんな考え方を持っているのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

町長。

○町長（府川裕一）

今、山田議員が雇用というキーワードの中でお話をされましたけれども、これは町全体の土地利用が歴代ずっと北部、中部、南部という都市計画の中で、土地利用を制限してやってきた成果が、この２月１日にお話も少しさせていただきましたけれども、計画的に長期的に立ってやってきたことが、今、開成町の元気の現状があるという認識の中で、この三つの土地利用は、これからは私も継続していきますし、その中でどこを重点という話が出ましたけれども、来年度以降、北部地域に力を入れていきたいと。

雇用の関係でいけば、北部については、北部の農産物をきちんと、また、農業経営者も継続してやっていただける。土地利用をきちんと残していく形の中で、交流人口という形で、北部に雇用の場も含めた地域をつくっていく。

南部については、工業系だけではなくて、駅周辺の区画整理がこれで終わりますので、これには移り住んでもらう、定住人口という形で。その先に、富士フイルムの先進研究所の周りに工業系の用地がありますので、ここにいち早く優良な企業を持ってくると。これは全体のバランスの中で、工業系、商業系、農業ということではなくて、バランスよく開成町全体を考えながら進めていく。その中で、雇用でいけば、北部は農業関係、６次産業化の雇用、中部は既存の中で既存の商店街を含めて、どうやって生き残ってもらうか。南部については新しい商業施設ができるように、駅前通り線というのは、そういう意味も含めて、これから整備をしていきたいと考えておりますので、それと工業、企業の立地、全部バランスよくこの１０年考えていくということで、商業だけを優先的に、工業だけを優先的という考えではなくて、北部、中部、南部、全てのバランスを考えながら、都市計画をこれは進めていきたいと考えております。

○議長（小林哲雄）

８番、山田議員。

○８番（山田貴弘）

開成町全体の中で、三層ブロックに分けた中でまちづくりを進めていくという方針については、何ら異論もなく、今までの成果だなという部分では評価しているところではあります。そういうことを言っているのではなくて、やはり企業立地も含めて、雇用の場が現況として統計をとると減ってきているというのが現状であるのではないのかなと。だから、そういう部分では、企業立地は今の土地がある中で整備をしたわけですから、次の１０年では、商業集積の部分で力を入れていくんだよとか、そこら辺の答弁が欲しかったんですが、そこら辺では全体的に平たくやっていくということで、わかりました。

次に、確認なんですが、まちづくりをしていくためには、道路というのは大変重要

なところであります。先ほど57ページの部分で、町民の暮らしに身近な生活道路の整備として、開成町住環境マスタープランに基づき、安全で快適な住環境整備に向け、その基盤となる町道について、将来道路網の計画を推進しますということが答弁されました。

以前は住環境マスタープランについて、道路の指定をマスタープランの中で描かれたときに、答弁の中では、客観的に道路ネットワークを形成して、計画しているという答弁を以前もらっております。

今回、マスタープランの改正、住環境マスタープランではなくて、都市計画マスタープランですね。その改定の際に住環境マスタープランに基づきということで、ここで前に客観的という言葉を使っているのにもかかわらず、今回、都市計画マスタープランの中では、住環境マスタープランに基づきということで、いかにも合理性を捉えた中で、これでつくっていきますよというような勘違いが起きてくるのではないのかなとすごく思っております。ここで言う住環境マスタープランというのは、幹線道路を見直しましたということは書いてあるんですが、その他の町道に移管されるものもあれば、新たにつくるものもあると思います。道路間隔を250メートル以内ですか、間隔で道路をつくっていきますよということも道路の部分では述べられておりますので、そこら辺の部分で、住環境マスタープランの位置付けの部分が聞きたいのと。前回自分が聞いたときに客観的という言葉が使われたという、そこら辺の整合性というものを聞いておきたいなというところで、それが1点質問したいのと。

あと25年2月に策定という環境マスタープランがあるんですが、自分がどういう状態でもらったのかどうかというのはわからないのですが、実際に探してみたら、持っていないんですよ。ここら辺は製本として印刷をしたのか。そこら辺を議論をしたときに、ペラとして我々に示されたのか、そこら辺がどういう状況になっているのか、確認したいと思います。

○議長（小林哲雄）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山 忠）

お答えを申し上げます。こちらの交通体系の整備方針につきましては、議員ご指摘のとおり、平成24年度に住環境整備マスタープランというものを計画の中でつくっております。それに基づきます、いわゆる道路網の段階構成ですね。これが現計画の中では、どの道路は幹線道路であって、一番優先的に整備すべき道路なのかとか、次はどれなのかと、地区幹線道路なのか、地区集散道路なのかといったランク付けですね。市街化区域の中の道路についての、そういった優先性のランク付けをお示したものが住環境整備マスタープランということになっております。ですから、その考え方に基づいて、都市計画マスタープランとしては整備してまいりますというお話でございます。

先ほどの住環境整備マスタープランにつきましては、平成25年2月に報告書という形で製本されたものがございます。

以上です。

○議長（小林哲雄）

配付してあるかどうか、明確に言ってくれますか。

○まちづくり部長（芳山 忠）

24年度に配付したかどうかということについては、ちょっとお時間をいただければと思います。

○議長（小林哲雄）

よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

1番、菊川敬人議員。

○1番（菊川敬人）

1番、菊川です。今回の見直しに当たって、相対的なところでお伺いしたいと思います。まず、見直しに当たってというところですね。都市計画を総合的かつ計画的に実施するため、都市の将来のあるべき姿、都市づくりの方向性を明示し、都市計画の整備の方針を策定したものである。また、刻々と進展する施策云々という形で述べられているわけではありますが、今回、19年3月に策定されたものを見直されたということではありますが、先ほど課長から追記する部分等について、あるいは削除する部分等についての説明があったわけですが、そこに至るまでの、見直した結果について、どうであったかというのが、なぜ追記しなくてはいけなくなったのか。審議会等で答申されておりますが、その中身がよく見えにくい。見直しの結果はどうであったかというところですね。だから、これを追加しなければいけない。これは削除するんだという部分が見えないので、言ってみれば、一方的にこれを追加しますよという形に受けとめられてしまいますので、その辺のところ、総体的なところで、どういう議論がされたのかというところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小林哲雄）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（池谷勝則）

まず、こちらの見直しに当たりまして、平成19年3月に策定されたものをベースとして考えておるのですが、その後、先ほど説明にもありましたように、第五次総合計画、こちらで第四次と第五次のところで見直しを行って、新しく第五次総合計画として、町で方向性を定めてございます。こちらにつきましては、既に私どものマスタープランも10年近く経過していますので、どうしてもそこで記載されていないもの、また、具体的にスタートしているものがありますので、それらについては全て整合をとるような形で、実施が終わっているものは削除、今行っているものは追加記載、または計画でも完全に位置付けされているものも、計画記載をさせていただくということで整理をさせていただいております。また、この内容のところにつきましては、今進めております第7回の線引きの見直しというのもありまして、そちらの計画の内容も、これに反映するというので整合性を図っております。

先ほど言いましたように、当初、平成19年3月に制定した時点では、前期の部分

と後期部分みたいに分かれているところがございますが、今回これである程度整合をとりまして、でき上がっているものは削除、ある程度確定しているものは計画を入れたという形で整理をさせていただいております。

○議長（小林哲雄）

副町長。

○副町長（小澤 均）

今、お手元に原本がございますけれども、その前に、庁内の中のマスタープランの策定委員会というものが組織をしております。その下には作業部会も持った中で、いわゆる素案的なものをまとめてきたという経緯がございます。

策定委員会は私が座長をやっていますので、今回の見直しに当たって、第1回目の策定委員会を6月に実施をしているんですけれども、その中で見直しの視点といいますか、そういったものについては、19年に都市マスタープランを策定して、それ以降、25年度に第五次の総合計画が策定しています。

そういう時間の経緯の中で、総合計画に従って、全体的なまちづくりの方向性、方針なりの取り組みをして、プログラムを組んで、実施計画ベースのもので取り組みをしているといったことが、5年、6年経過した中で、改めて中間で都市マスタープランを改定するという部分がありますので、五次総の中で位置付けがされているものについては、今回の都市マスタープランの改定に整合をとって、見直しをするということがまず一つあります。

これまで都市マスタープランの中で、文言的には検討するとか、そういった言い回しが、既に整備されているような部分については、整備したとか、そういう表現に変えることが、一例としては、そういう完結したものは完結したという扱いの中で表現していく。なおかつ、ほかの分野別の部分については、さまざま総合計画の中で改めて、例えば高齢化が進むことによつての部分ですとか、言い回しが変わっていますので、それは都市マスタープランを改定するに当たつての切り口として、バリアフリーですとか、ユニバーサルデザインですとか、そういった部分について、改めて追加しているといったことがございます。

それからもう一つは、広域的な都市計画の中での整合性を、先ほど課長のほうでも説明した部分もありますけれども、意識した中で、いわゆる単体で開成町の都市計画のみを考えるのではなく、近隣の中での圏域を含めた都市計画を想定した中で、勘案した中で見直しを図っていくというような、ざっくりいうと、そういった切り口で、今回の改定をしたということです。

以上です。

○議長（小林哲雄）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（池谷勝則）

先ほどの平成25年のときの配付があったかどうかということでございますが、こちらにつきましては、今、資料を見ましたところ、平成25年4月の全員協議会の場



で説明させていただく、また、概要版について配付させていただいて、説明させていただいたという記録が残っております。製本ではなくて概要版ということで、A4判の両面印刷で14ページぐらいのものを配付させていただいて、また1枚カラーで道路地図をつけさせていただきまして、皆さんでいろいろとご審議していただいたかと思います。

以上です。

○議長（小林哲雄）

菊川議員。

○1番（菊川敬人）

説明でわかりましたけれども、要は見直しに際しては、評価して、PDCAをうまく回していかないといけないと思うんですが、足柄産業集積ビレッジ構想等もありますので、その絡みも出てくると思いますので、よくその辺のところはうまくリンクさせながら、やっていかないといけないのかなと感じがいたします。

その中で、もう一つお伺いしたいのは、先日の60周年の町制施行の記念式典がありました、その中で「田舎モダン」という言葉を使われていますが、今回のマスタープランの中には、そういったところを加味したところがあるのでしょうか。

3ゾーンの中で、例えば、北部地域が「ふるさと」ゾーンと書いてありますけれど、そういったものを見据えた形で、計画の中に入れてあるのかどうか。もしあったら、この部分、これが入っているんだよということをお教え願いたいと思います。

○議長（小林哲雄）

町長。

○町長（府川裕一）

2月1日のときにブランディングということで、いろいろ検討しながらつくらせていただいて、開成町を一言であらわすキャッチコピーということで「田舎モダン」というものを採用させていただいて、「田舎モダン」というとり方は、聞く人によって、どういうイメージを持つかわかりませんが、つくるときに、2月1日の広報にもコピーライターの方のインタビューの中に出ていると思うんですが、東京都のほどよい距離の中で、生活している開成町の人たちのライフスタイルがモダンだよというイメージが、プロの人というか、都会の人から見ると。なかなか我々はそういうモダンな生活スタイルをしているんだと気づかなかった部分があって、実は再発見しました。外から見ると、開成町へ来て、子どもたちが元気な声をかけてくれたよとか、いろいろな挨拶が飛び交っている。我々は当たり前と思っている。ついこの間の1日の登校のときの、地域の人たちがあんなに立って、子どもたちに声をかけている地域はないんだよと、これは松田警察の署長も、つい昨日お会いしたときに、そういう話をしました。開成町の地域の町民の皆さんが動いている。自治会活動もそうですし、朝の登校指導の挨拶活動もそうですけれども、こういうことはすばらしいことなんだということを、もう一度、改めてこのブランディングの中で、この1年これからも、町民の皆様にもいろいろなお話をさせていただいて、認識をして、それをさ

らにプラスアルファしていきたいと思っています。それは南部地区に区画整理ができ上がって、ここに新しい若い世代の人たちにできるだけ早く移り住んでもらう。そのために子育て支援を今まで以上に充実をさせ、加速をさせて、それを開成町のブランドのいいイメージとして、さらにプラスアルファをしていく。今でも開成町は、外から元気だと言われていますが、その中にさらに子育て支援をもっと充実をさせて、開成町に来れば、子どもを産んで、産み育てやすい町、教育も充実している、環境もいい、安心もできる。そういうものをつくり上げていくための一つのロゴマークであり、キャッチコピー「田舎モダン」を決定させていただきまして、これはできるだけ広く、町民の皆様にも浸透できるように、これから努力をしていきたい。

また、21日から今度はひな祭りが始まります。このひな祭りのチラシ、ポスター、これも新たなブランド・イメージの中に、統一した第一弾としてつくらせていただきました。これから6月にあじさい祭り、夏の花火大会、9月の阿波踊り、これも全て統一したイメージの中でチラシ、ポスターをつくらせていただきます。このチラシを見たら、これは開成町の名前を見なくても開成だなとわかるような、統一的なブランド・イメージをきちんと戦略としてつくりましたので、これを1年間かけて浸透させ、PRしていくことによって、完成していくのかなと。まだ、ホームページのリニューアルもありますし、いろいろなものをこのブランディングで決めた中で、戦略の中に取り入れていくことによって、開成町のイメージアップ、付加価値を高めていくと。それによって開成町に、多くの人にいち早く移り住んでもらうと、そういう戦略をこの間つくり、発表させていただいたというように、ぜひ考えていただきたいと思います。

○議長（小林哲雄）

ほかに質疑ございますか。

3番、吉田敏郎議員。

○3番（吉田敏郎）

3番、吉田です。今回この取り組みの見直しということで、いろいろ変わったことで、非常にいいことがたくさんできていると思うんですけども、一つ、積極的に課題に対しては取り組んでいくとあります。特に国、県、または市、町との連携、そういう協力が非常に必要であるということで、こちらに述べておるし、書いてあります。連携、課題として捉えているということは、今までのことを踏まえて、これから国、県とのパイプをこれからどのような形でとっていくのか。ちょっとその辺、お聞かせ願いたいのですが。

○議長（小林哲雄）

町長。

○町長（府川裕一）

ちょっと難しい、どう答えたらいいかなというのがあるんですけども、国、県との話、さらに近隣の連携というのは、具体的にいえば、この計画とはちょっと離れるかもしれませんが、2020年の東京オリンピックが決まって、箱根と南の道

路を知事が開通をさせるという具体的なものが決まっていますので、この連携は、隣の南足柄市と協力をして、南・開成、東名高速というルートはわかっています。そこにお客さんをとめる。そのために南と協力して道の駅を誘致しようという運動をしています。道の駅に、県が県西地域活性化のために、「未病」というキーワードを出しましたので、そこに「未病」の癒しセンターをくっつける。さらにこの地域の農産物をそこで売る直売所をくっつける複合的なものをそこに誘致をできればと。

これは南単独ではなくて、開成ビレッジ構想もかかわっている大事な部分、これは南・開成だけではなくて、上郡全部が協力してやっていく必要があると思います。そこに来たお客さん、年間2,000万のうち200万人が来たとすれば、その200万人に、開成町の瀬戸屋敷周辺の北部に来てもらえるように、これは開成町として努力する部分だと思っています。そういうふうな連携というのは、これからいっぱい出てくると思う。

広域的な都市計画、道路、まちづくりについて、いろいろなごみの問題、焼却場の問題ありますけれども、さまざまな分野において、これからは隣同士の連携というのがすごく大事。地方から元気にするんだと、国の補助金が今おりてこうしています。それを獲得するときに1市5町で協力しようとしているのは、地域振興券、商品券、これに対して補助金が出るということなので、各町ばらばらでやるのではなくて、上商工会、山北の商工会、南の商工会というのが1市5町でありますので、そういう人たちと協力をして、同じような券を出して、どこでも買えるようにしたらどうかというのも動き出しておりますので、町単独だけではなく、できるだけ消費者の皆さんの利便性も考えながら、かつ地域の商店のお店のものを買ってもらわなければいけない。そういうバランスをとりながらやっていく、そういう連携も進めておりますので、道路ということだけではなくて、さまざまな意味において、まちづくりにおいては、そういう連携がすごく大事になる。連携することによって、国、県から補助金がとりやすくなると考えておりますので、連携というキーワードはすごく大事だと思っています。

○議長（小林哲雄）

副町長。

○副町長（小澤 均）

ご質問の適当な答えになるかどうか微妙なんですけれども、この計画そのものの、県との連携という意味合いの中では、都市計画法の中で、都市マスタープランというのは、先ほど課長のほうで説明があった、この1ページに書いてあるように、法の18条の2に定めているように、市町村の都市計画に関する基本的な方針ということが条文の中にうたわれているわけなんですけれども、一方では、都市計画を定めるときの権限としては、今現在、第7回の線引きの見直しというものを県と調整しています。それは、開成町の都市計画の整備・開発・保全の方針というものを定めるんですけれども、それがこの1年かけて、県知事が決定するという段取りになっていくわけなんですけれども、その県知事が定める整備・開発・保全の方針と、ここで改定する都市計画マス

タープランの内容と、それは基本的に県知事が定める整備・開発・保全の方針に即して、開成町の基本的な方針を定めるというのが一つのルールにはなっています。

ですから、その昔は都市マスタープランそのものも、県が認めて明確化されるという部分も手続上はありましたけれども、今は独自に市町村で、開成町の場合には議会承認をいただくという手続を踏むわけですけれども、いわゆる上下関係という用語弊がありますけれども、県が定める計画と町が定める基本的な方針との関係はそういった関係になります。ですから、町が極端にここのところを、工業系の土地にしますよ、商業系の土地にしますよという絵は、この都市マスタープランの中では勝手には位置付けができないと。できないというか、なかなか難しさがあると。それは県が定める整備・開発・保全の方針の中で位置付けがされていないと、ここにはうたい込めないという部分がありますので、それはよく論調として、それぞれ市町村で独自の都市計画を定めるべきだということも言われますけれども、そうは言っても、例えば、開成町が市街化区域を広げるだとかといったことがあれば、隣接する市が、うちも同じように広げたいということを言ったときに、神奈川県としては整合性をとらなければいけないという事情も発生しますから、それはワンクッションを置かれて、県知事が広域的な視点の中で、地域の実情等を踏まえた中で、市街化区域を拡大していくだとか、そういう調整が入ってくるということです。流れ的にはそういった関係になっています。

○議長（小林哲雄）

よろしいですか。吉田議員。いいですか。

7番、茅沼隆文議員。

○7番（茅沼隆文）

7番、茅沼です。まずもって、この年計画マスタープラン、よくつくられたなということで、改めて敬意を表したいと思いますけれども、この中にこれからの課題とか、いろいろなことが書いてあるんですね。これを何回読んでも、先ほど同僚議員も言っていましたけれども、将来像がピンと見えてこないというところが何となく気になっているんですけど、これをいろいろとひも解いて考えていった結果、この冊子の中では次の三つの点が大きなポイントだろうなと思うんですね。

まず、町民の参加がどの程度あったのかというのが一つ気になる。先ほど、パブリックコメントでは意見提出がなかった。2回の説明会では、5人だったという話がありましたけれども、もうちょっと町民の参加を促してもいいのではなかったかな。町民と協働で町をつくるという、何回もこの中で出てくるんですけど、関心のある町民の方は、十分関心があるから出てきてくれている。だけど、関心のない町民の方に、どうやって関心を持っていただくことができるかという観点が抜けていたかなと、こう思います。これからは何かをなされるときには、ぜひその辺を考えて、一人でも多くの町民の方が参加して、何か意見を言っていたけるような施策というのか、手だてを考えてやっていただきたいなと思います。

それから派生して、最後のページに書いてありますけれども、町民の意向を反映して、

これからもいろいろな詳細調査をしていきたいということが書いてありました。まず、1点、この調査というのはいつごろされるつもりがあるのかということをお聞きしたい。

それから、まだ二つあります。それから、この計画全てをやるためには、先ほど同僚議員からありましたけれど、やはり財源の確保というのが一番ポイントだろうなと思います。財源の確保をどうやるのかなと。

先般の子育て支援のときに、南部土地区画整理事業が完成して、そこにいろいろと住宅が建ってくるので、固定資産関係で税収が増えてくるというお話がありました。それはそれで大変結構なことだと思いますけれど、私が気にしているのは、先ほど来、同僚議員からも出ましたけれど、去年、一昨年だったですか、企業誘致に関する条例2本が成立いたしましたけれど、このときにご説明いただいたような企業誘致が全く目に見えてきていない。これはこのまま放っておいたら、ずっと目に見えなくなってしまうのではないかなという危惧がありますので、足柄産業集積ビレッジ構想、これが南足柄市とどういう話し合いになっているのかを含めて、簡単でいいですから、その辺のいきさつ、現状をご報告いただきたい。

それから、この中にいろいろ書いてあるのは、優先順位の問題があると思うのですね。いろいろと書いてあるこれを全てやっていきたい、先ほど課長の説明からも、10年間でこれが全部できるとは限らないという表現がありましたけれども、優先順位がどうつけるかというのが問題だと思うんです。そのために、庁舎内に体制を強化したいと書いてあります。調整会議を開いたり、その検討会、委員会を持ったりと書いてありますので、そこでいろいろと議論されることになると思うんです。これもいつごろこのような検討会、検討委員会とか、調整会議を開催されるつもりなのか。この3点について、簡単に結構ですので、教えていただきたいと思います。

○議長（小林哲雄）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山 忠）

まず、一番最初の町民参加がどの程度あったのかというお話でございますけれども、最初に、この都市計画マスタープランは、従来の都市計画マスタープランの改定ということで、当初の意向調査、それから第五次総合計画をつくったときの意識調査等、あとそのときのワークショップの意見ですとか、そういったものをベースにしております。

それとは別に、先ほど課長から申し上げましたパブコメですとか、あるいは説明会も行っただけですが、それが住民参加という中で十分だったかどうかということ振り返って見ますれば、参加いただいた件数とかを考えますと、十分であったとは言いがたいところはあると思います。

ただ、内容の中では、この計画については、総合計画の中の基本的な整合を図っておること、あるいは審議会のご意見もいただいていること。そういったことも考えますと、住民参加としては、必要な部分においては、ある程度確保できていると考えて

おります。

それと、次の調査でございますけれども、ここでこの都市計画マスタープランをお認めいただいた場合、これで27年度からスタートするということでございますから、早急にこれをまた調査するということはちょっとないのかなと思いますけれども、総合計画の進捗ですとか、また、それらの改定のタイミングですとか、また、別の計画のタイミングとか、そういったものを踏まえた中で、調査項目を増やすとか、そういった形での意向の汲み上げといたしますか、そういったものはやっていく必要があるのではないかと考えております。

財源の確保につきましては、先ほど申し上げましたとおり、基本的に都市計画マスタープランは、いわゆる町第五次総合計画の都市計画部門を担う計画でございます。そことの整合を十分図っていった中で作り上げていっている計画でございますので、町全体の財源計画、財政計画、あるいは実施計画の中で財源の手当というものは考えていくべきだと考えております。

それと、産業ビレッジとの考え方でございますけれども、南足柄市との連携につきましては、これは平成27年度におきましても、26年度においてもそうですけれども、先ほど副町長から説明のありました、第7回線引き見直しの関係もございます。そういった中でも、南足柄市との連携による、県との交渉といったものは進めておりまして、南足柄市との連携一体による企業誘致というものは、27年度以降も積極的に進めていきたいと考えております。

また、優先順位につきましては、ご指摘のとおり、都市計画マスタープランそのものの中での優先順位を決めるための委員会をいつどうつくるとか、そういったものは書いておりませんが、これにつきましても、既存の例えば、土地利用調整委員会ですとか、そういった委員会の活用、そういったところの中から、まず進めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（小林哲雄）

町長。

○町長（府川裕一）

茅沼議員からいろいろご提案をいただき、本当にありがとうございます。町民の皆さんの意見を聞く場、総合計画のときには、細かくいろいろな素案ができたときから、お話し合い、議論の場をつくってきて、また、でき上がった後も説明会をさせていただきましたけれども、これはある程度、その中の一部ということで、そこまできめ細かくやらなかったというのが実情でありますので、確かに町民の皆さんの一部であっても、関心のある人に対しては、意見を聞ける場というのは、今後どういう分野においてもこれからやっていかなければならないことだと思っておりますので、今後はそのように進めたいと思います。

そういった中で、先ほど吉田議員からもありましたけれども、南足柄市との連携という中で、今、線引きの話が出ましたけれど、南と開成のちょうど境あたりのところ

を共同で、線引きの中で確保ができそうなので、これをきちんと進めていかなければいけない。単に企業誘致といっても、そこに何をどういうふうにしていくかというのは、ある意味、これから南と今、来年度予算の中でお互いにお金をとって、そこに絵を描いていくための予算をつけていきたいと、今、調整をしています。そういうことをきちんと協議会等をつくってやっていくことによって、その土地をどういうふうにご利用していくか。企業誘致するためのもとをつくっていくかというのはすごく大事になってきますので、これは27年度以降、南と連携をして、共同でこのビレッジ構想は進めていくと、そういうふうに、今、調整をしているところでありますので、また、3月の予算のときに、この辺は詳しくお話しすることができると思います。

以上です。

○議長（小林哲雄）

茅沼議員。

○7番（茅沼隆文）

7番、茅沼です。いろいろとご説明ありがとうございました。また、最後に南足柄市との協調の件もありがとうございました。ただ、そういう話は、調整中であるがために、なかなか議会には情報として開示しにくい面もあるかと思いますけれど、我々議会も行政と同じように町をよくしようと思って動いているわけですから、できる限りの情報は、ぜひ提供していただきたいなと、こんなふうにも思います。

それから、先ほどこちちょっと言い忘れましたけれど、この中で使用している町民の意向調査、18年に実施されたものですね。このときの人口が確か1万6,300人と記載されていると思うんですが、それから既に平成28年ですから、10年近くたっているので、そのころの住民、町民の意向も随分変化してきているのではないかなと思うんですね。人口の増減は、単純に計算すれば1,400人ほどですけど、出ていった人がいる、入ってきた人がいるというのは詳しく調べれば、1,400人どころではなくて、もっと大勢入ってきているように思います。ということは、従来の開成町に住んでいた人たちと違う価値観を持った人が来ているということにもなりますので、その辺のことも加味した上で、これから町民の意向調査をされるときには、よろしくお願ひしたいと思います。

何はともあれ、都市計画マスタープラン、いろいろなことが書いてあって、全部が実現できれば大変ありがたいなと思いますけれど、ぜひ優先順位をつけて、順次漏れないように進めていってほしいと思いますけれど、先ほども申し上げましたように、何かピンとこないところがあるなというのは、多分行政の組織構造の問題だろうなと思います。

ちょっと話が飛んでしまって申しわけないんですけど、多分役場の行政の中で、職員の数が必要ないがために、どこかにしわ寄せがいて、やっつけでできているところがあるのではないかという気がするんですね。ちょっと話が飛んで申しわけないんですけど、人員の適正数もしっかりと計算して出されているようですので、早くそういうあるべき姿に近づけて、こういう計画をつくるときに、漏れないようにし

っかりとつくっていただければということをお願いしておきます。

以上です。

○議長（小林哲雄）

ほかに質疑ございませんか。

8 番、山田貴弘議員。

○8 番（山田貴弘）

8 番、山田貴弘です。このたびの都市計画マスタープランを改正するに当たって、このプランを見ていると、先ほども目的が余りにも広過ぎちゃって、目的が見えないという言葉を使いました。その中の一つとして、我々が開成町に住んでいて、何がいいの、どういうものを求めているの、どういう町を求めているの、というものを追求していくと、日々の生活に安心・安全があるというのが第一優先ではないのかなと。それがあからこそ、開成町はいいところなんだよねというところにつながると思います。

今回、改定の中で全部細かく読ませてもらいました。その中で、先ほど課長答弁では 16 ページの中で、今回の追加項目の中で都市防災対策の部分で、今後の対応方針を追加させていただきましたと申したところで、開成町というのは、東端のところに酒匂川を背負っているという事情があり、過去を振り返ると、堤防が決壊して氾濫を繰り返していたという過去のことを思い出して、まちづくりというものをつくっていくとなると、必然的に計画の中で施策の方向性というのは組み立てができてくると思います。

内容をずっと細かく見ていくと、そこら辺の対策が個々の中で出てこないというのが、今回の計画の中で感じたところであります。

近年、気象変動の中で、ゲリラ豪雨の対応策が求められる中で、開成町、中小河川を含め農業用水路があります。当然、これは改修していくのは当たり前だとは思いますが、どのようにゲリラ豪雨に対する対策を講じていくのか。あくまでもそれは国、県が貯水量を定めているわけだから、その範囲におさまっていれば、これはこれでオーケーなんだよというのか。本当に町の将来を考えた中で、近年多発しているこういうゲリラ豪雨に対して、どのような対応策で、今回計画を盛り込んでいるのか。そこは大変町民の方が気にするところでもありますので、考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山 忠）

議員のご指摘のとおり、近年のゲリラ豪雨といいますか、集中豪雨ができるということによる河川の氾濫の危険といったものもございます。そういったものは全く意識していないプランということではございませんで、例えば、69 ページにもございます、防災まちづくりの方針の中でも、ずばりゲリラ豪雨という表現をしておりませんが、災害に強い都市空間の整備ですとか、都市構造の形成といったものについての規定をしております。



また、その前の63ページにおいても、治水対策、自然環境の保全といったところで河川についてどうするかといったものについても記載をさせていただいたところでございます。

基本的には、当初申し上げましたとおり、この計画は、あくまでも都市計画法に基づきます開成町の都市計画という側面から見たまちづくりということになりますので、表現上の濃淡はあろうかと思えますけれども、そういった部分については触れていないということではなくて、先ほど申し上げました、上下水道、河川の整備ですとか、あるいは防災まちづくりの方針、そういったところの中で触れさせていただいております。

以上です。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

都市計画の部分の絡みの中でまちづくりをしていくというのは、いろいろな上下関係の中での規制がある部分というのは承知しているところであります。

しかし、私たちの住んでいる町をどうしたいかというのは、これは町民を交えた中で、ワークショップをやりながら、こういう町にしたいんだという、その言葉が町を変え、国を変え、県を変えるんだと思います。その中に法律が変わっていくのではないのかなと思っているところであります。

安心・安全なまちづくりをつくっていく上では都市計画マスタープラン、今回の改定の中で、安心・安全をうたった記載がふんだんに使われた策定をしてもらいたかったというところが正直なところです。

そのような中で、先ほど部長答弁の中で、63ページの治水対策、自然環境の保全、活用に配備した総合的な河川整備を促進という部分を述べられました。これはある意味、県、既定計画に基づいた、計画的な改修整備を促進しますに定まっているという、要するに県の部分の計画にのっとってやっていきますよというコメントなのかなと思っています。

その中で気がかりなのが、当然、これは2級河川のことを言っているんですが、開成町に、かすみ堤というのがあるじゃないですか。そこら辺のまちづくりの一環の中に今回、位置付けがされていない。また、これは逆に言えば、県の既定計画の中に、かすみ堤の位置付けがされていないのかどうか。そういう部分、細かな配慮が必要だと思います。かすみ堤というのは、酒匂川の水が上がったときに、一時ではあるが、水を下げるという減災の部分では有効であると。この考え方をまちづくりに応用したほうがいいのではないかなと。市街化区域というものは住宅がびっちり建つものでもなくて、まちづくりの一環の中に、市街化のある場所には、田んぼを利用してはいけません、それが遊水地のかわりになって、近年のゲリラ豪雨対策の中で治水対策を行うという、これも一つのまちづくりの計画の中で絵図が描けるのではないのかなと。ある意味、近くにそういう発想、展開のものがあるのに、今回の計画マスタープラン

の中で応用していないという、これは残念でならないというところで、そこら辺の記載がどういう位置付けになっているのかというのが1点聞きたいと思います。

○議長（小林哲雄）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（池谷勝則）

先ほどからゲリラ豪雨等の災害のお話をさせていただいておるのですが、先ほど部長からもお話がありましたように、70ページにも記載があるように、まず、ゲリラ豪雨については、既成の改修以外に、浸透性のある構造のものを取り入れることによって、プラスアルファを持ていきますよという考え方をここでは加味しております。

もちろん既成のものを拡大できればいいんですが、なかなかできないところについては、それ以外でプラスアルファのものが確保できれば、もっとよいのかなということを考えております。

また、最後のほうに言われました、かすみ堤の関係でございますが、2級河川、神奈川県で、大分昔に神奈川県の酒匂川環境整備計画が確か決められたかと思うんですが、これは古い記憶で定かではないんですが、そのころはかすみ堤の考えは、多分昔のことですから入れていないと思います。

今の酒匂川の改修は、かすみ堤がない状態を想定して整備すると聞いておりましたので、かすみ堤を利用することによって、それによる被害というか、対策を、逆にかすみ堤を使うことによって、先ほど言われた水田の中とか、農地の中に水が戻されてしまう。それをどう対応するのかという、そういうことを順番に考えていかなければいけないので、今回の計画の中では、そこまで戻ったもの、または2級河川の計画のスタートの是非については考えておりませんでしたので、記載は入っておりません。そういうことで、かすみ堤については、記載はないとご理解いただきたいと思います。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

先ほど自分が言った中では、この町の東端には酒匂川という川がある、ゲリラ豪雨、集中豪雨によって、河川が増水して氾濫するんじゃないかという危機感の中で、私たちは住んでいるというのが現状であります。そのような中で、一つでもそこら辺の不安を解消しながらまちづくりをしていくというのは、第一優先ではないのかなと。考えていなかったではなくて、今回の都市計画マスタープラン、中間年次の変換期、そこは近年のこういう状況を踏まえた中で考えていくべきではなかったのかなと思っています。

ゲリラ豪雨対策が必要だということの中で、酒匂川の話、河川の水が堤防を越えて流れ込む洪水というのは外水氾濫と申すのですが、最近では、行き場の失った水が市街地などであふれるという内水氾濫、氾濫が2種類ある。片方は災害ですよ。今までは災害ではないですよと言っていたものが、最近の傾向では災害ですよという議論がされているということはわかっているはずだと思うのですよ。今、国もそれを動き

出して、内水氾濫に対しては市町村で住民に周知するという議論がされているというところはご承知じゃなかったのかどうか。そこら辺を再度確認したいと思います。

○議長（小林哲雄）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（池谷勝則）

今、質問にありました、内水、外水の氾濫につきましては、私たちもよく知っておりまして、特に外水氾濫につきましては、今言われましたように、今回のこの内容であれば、河川管理者である神奈川県、まず、ここに記載してありますように、既成の整備をしていただくということを優先することによって、一つはクリアさせていただきたいと。

それ以外のものについては、計画以上のものについて、また次の段階として整備をお願いするというのが、外水氾濫に対する対応になるのかと。こちらでいくと、63ページですか、県の既定計画に基づく整備というのは、まずは整備がされていないところを先に整備をしてください、そうすることによって、一つはレベルが上がりますよと。その次の段階として、それ以上のものについて、また、次の計画に入ってくださいということの中で考えております。

続いて、内水氾濫についてどうなのという話がございます。こちらにつきましては、ページが何ページかあれなんですけれども、平成22年に行いました浸水対策、浸水被害解消、こちらを整備する。平成22年に対象としているところというのが、内水氾濫のところの主になっているかと思います。ですから、これらについては、私たちも今現在も総合計画の中で位置付けをして、早く整備をしようということでやっております。まだ、こちらにつきましては、計画の断面には整備されていないというのがありますから、まずはそちらに持っていくということが優先されるのかなと。それは既に第五次総合計画の中で水路改修ということで位置付けされておりますので、まずはそれをもって整備するという事で考えております。

こちらの計画では、その辺について明確な位置付けはされておきませんが、記載的には、道路、水路、河川の整備をするというところで、対応していきたいと考えています。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。内水氾濫については、洪水と同じ位置付けになるんだという、今後については市町村が区域を指定し、住民に周知する役目があるという、また、都市機能が集まる駅前なんかは冠水被害対策区域に指定するという、まだ法律はできていないんですが、議論はされているという中で、市町村の役割というものが、今までみたいな河川整備をしていけばいいんだよというだけにとどまらないという部分では、もうちょっとしっかりと都市計画マスタープランに記述というものをしていたかったかというところが正直なところ。我々開成町に住んでいたら、ちゃん

とした整備ができていて、防犯、防災に強い町なんだということが言えるような、だから安心して住んでよと言えるようなまちづくりの計画を、明日、明後日の話をしているのではなくて、一遍にできないと思います、これは。だから１０年先、２０年先、３０年先にできているかどうかかわからないですけど、長い話のことを今しているので、ぜひそこら辺は、治水に対して、ぜひ真剣に考えていると思うんですけど、やっていっていただきたいと思います。

○議長（小林哲雄）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山 忠）

ご指摘はよく肝に銘じておきますが、先ほどちょっと誤解があるようですので、この都市計画マスタープラン上、ゲリラ豪雨と言われるような、いわゆる洪水ですね、そういった部分に対する記載がないというようなお話でございましたけれども、先ほど私が申し上げましたとおり、６３ページの上下水道、河川の整備方針にも、酒匂川、要定川、仙了川についても県既定計画に基づいた河川整備を推進するという規定がございますけれども、そのほかにも、先ほどの内水の氾濫、そういったものにつきましては、具体的に申し上げれば７０ページの自然災害の防止対策の推進というところで、先ほど課長が申し上げましたようなケースについて、平成２２年に発生した災害箇所計画的な整備といったものも記載をしております。あともっと具体的な話になりますと、いわゆる第五次総合計画の実施計画にも記載がされておりますので、決してそういった部分について軽んじているとか、あるいは落ちているということではなく、安心・安全のためのまちづくりということは十分意識を強く大きく持って取り組んでいくということについては、これは従来と何も変わるところはございません。将来についても変わるところはございません。

以上です。

○議長（小林哲雄）

１番、菊川敬人議員。

○１番（菊川敬人）

１番、菊川です。計画の策定体制について、お伺いしたいと思います。今回の都市計画マスタープランの見直しについて、私なりに考えてみまして、何が重要かなと考えてみたんですが、一つは、先ほど同僚議員が言われましたように、いかに町民がこの計画に参画しているかということかなと思います。

もう一つは、見直しの評価の仕方、そして、それをどう修正するか、修正システムの体制が必要かなと考えていたわけですが、今回いただいた資料では、６ページに計画の策定体制というのがありまして、一番下に町民が入っております、ここで意見を反映するという形になっておりますが、ここではパブリックコメントで意見を求めるということになっています。これは一つの手段として、これはこれでよろしいと思うんですが、例えば、今回のこの計画をホームページにアップしたときに、なかなか見られないんですよ。見切れないんですよ、全体が１００ページにも及んで

いますので。こういう大きい資料のものについては、パブコメもなかなか意見をしてもらえない。したがって、今回もなかったのかなという感じがいたしますが。

ここの意見の反映について、町民からのパブコメだけではなく、もう少しほかの方法でも意見を求めるような形で、一つは説明会を開いたということがありまして、そういうことを、もう少し人が集まるような方法でご検討願えないかなと思います。お願いになってしまうのですが、こういう形で策定体制というのはできておりますので、もう少し町民の意見を吸い上げるような形ができるような方策を、ぜひ考えていただきたいなと思います。

○議長（小林哲雄）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山 忠）

こういった今回の都市計画マスタープランに限らず、町民の方の意見をできるだけ伺いながらつくっていくと。それを反映させていくというのが基本だと考えておりますので、そういった部分は、今後につきましても、私の立場から今申し上げられるのは、とりあえずはこの計画になりますけれども、それ以外の計画についても、できるだけそういったご意見をいただきながら、それを計画に反映させていくというところは、きちんとやっていきたいと考えております。

○議長（小林哲雄）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ないようですので、続いて、討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

8 番、山田貴弘議員。

○8 番（山田貴弘）

8 番、山田貴弘です。

この度の開成町都市計画マスタープランを策定することについて、反対という立場で討論をさせて頂きたいと思います。

開成町都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、開成町における“都市計画”を総合的かつ計画的に実施するため、都市の将来のあるべき姿や都市づくりの方向性を明示し、都市づくりの整備等の方針を策定しております。

ここで開成町の過去を振り返ってみたいと思います。我が町の東はしを流れる酒匂川は、昔から「暴れ川」として恐れられ、河川氾濫を起こしていましたが、江戸時代に木杭と石積みにより、堤防を建造した頃から徐々に洪水は減ってきたと言われてい

ます。

近年、堤防が強化されてきたことにより被害は減少していますが、町内に流れる水路（主に農業水路）が溢れ、居所的ではあるが道路や床下への浸水が生じています。

また、平成 19 年 9 月の台風第 9 号では、酒匂川の増水により十文字橋の橋脚基礎

が洗掘され沈下し、上部工がV字型に折れ曲がり落橋し、開成水辺スポーツ公園付近では高水敷よりも高い水位となりました。さらに、平成22年9月の台風第9号では、町内水路が溢水し、床下浸水4戸、田畑、道路の冠水等の被害となりました。酒匂川では増水により開成水辺スポーツ公園付近で高水敷よりも高水位となりました。

その後、開成町については、幸いにも大きな災害もなく今に至っているところではありますが、開成町を流れる農業用の水路（中小河川）は、幅0.5～2メートル、深さ1メートル未満程度のものが多く、細かく屈曲し、道路沿いや密集した民家の間を縫うように流れており、都市化に伴う表流水の水路への流入により、局所的な床下浸水や道路冠水等の被害の危険性が考えられることから、治水を考慮したまちづくりの計画が必要と考えるところであります。

この度の都市計画マスタープランの見直しにあたって、町民が求めている開成町の将来都市像の、基本理念にかかげる“安全性”を重視した構成が必要であったのではないかと考えているところであります。

阪神・淡路大震災から20年、新潟県中越地震から11年、東日本大震災から4年、あの時の光景が脳裏に浮かびます。

命を守るための避難路の確保、迅速な救急・救援を確かなものにしていき、想定外をなくしていきたい。

自然災害の防止対策推進の施策展開の方向といたしまして、中小河川の河床と道路との深さを確保するために、石積み、擁壁等の嵩上げ、道路面の嵩上げ、宅地面の嵩上げ等の整備方針を示すべきであります。

また、治水対策、自然環境の保全・活用に配慮した総合的な河川整備促進の施策展開の方向といたしまして、酒匂川、要定川及び仙了川においては、県既定計画に基づいた計画的な改修整備を促進しますとされていますが、減災の考え方を重視した中では、かすみ提の位置付けがされていないことに不満を感じているところであります。かすみ提の機能を応用することにより、まちづくりの展開が図られるのではないのでしょうか。

さらに、自治会（地域・広域避難所）を単位とした町道の緊急輸送路の指定・整備（6メートル以上の道路幅確保）電柱の地中化の推進等、震災の経験や教訓を生かした都市づくりが、町全体に求められているのではないのでしょうか。

都市計画法第2条にある基本理念では、「農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきこと」と定められています。

町は、地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するための手段として、ハード対策の強化を図り、規制・誘導の効果を導いていただきたい。

以上のことから、この度の提案された開成町都市計画マスタープランを策定することについて、策定するための目的が不明確であり、また、内容に不備があると考えることから、私、山田貴弘は反対という立場になっています。

最後になりますが、審議される同僚議員の皆様においても、慎重なる審議により議

決をされたいことをお願いし、反対討論を終わりに致します。

○議長（小林哲雄）

ほかに討論いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第1号 開成町都市計画マスタープランを策定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（小林哲雄）

お座りください。起立多数によって、可決いたしました。

暫時休憩いたします。再開を15時35分いたします。

午後3時23分